

不確実性の高い時代に求められるリーガルマインドの育成

— 中学校社会科における知的財産権に関する授業実践から —

柳生大輔（広島大学附属三原中学校）

1. 問題意識

現代社会では、無数の問題が存在している。例えば、貧困問題、食料問題、安全保障問題、環境破壊等々。これらの問題は国際的な問題でもあり、容易に解決することが困難なため、持続的に取り組む必要がある。一方で、より身近な所にも問題がある。例えば「動画共有サイトに映画などが無断でアップロードされた」、「日本の近隣諸国で大量の海賊品や模倣品が作られ、現地で日本人に販売され、更にその一部が日本国内に流入している」、といった類のものである。また、スマートフォンなど情報機器の普及率の拡大に伴い、無意識のうちに他人の創作したコンテンツを侵害する可能性も十分起こり得る。今後益々、企業はもちろんのこと、個人も知的財産権についての理解を深めなければならない。このような複雑多岐な問題（不確実な要素が増える状況になる）が跋扈する、まさに不確実性の高い時代にこそ求められるものがリーガルマインドである。

では、実際の教育現場ではどのような取り組みがなされているのであろうか。新学習指導要領においても法教育が明確に位置付けられているが、法教育の理念が全面的に実現したものとはまだ言えない。法教育が、今後さらに大きく発展していくためには、実践活動の中で試行錯誤を繰り返して、法教育の理念を多種多様な実践例として具現化することが重要であると考えられる。

2. 授業の実際

ある人が苦労して考え出した作品やアイデアをコピーしたり、それを少し変えただけのものが出回れば、そのオリジナルを生み出した人は報われない。だから、知的な創造活動によって生み出されたものを、その創作した人の財産として保護する必要がある。いわゆる知的財産権の問題である。一方で、人類は「模倣」を通して進歩してきたという側面がある。何かを創作するときには、先行物を参考にし、それを前提として文明は進歩してきた。これらのことを踏まえると、知的財産権を学習するということは、同じ社会的事象を複数の視点から解釈することができる内容を含んでいると考えられる。しかしながら知的財産権について、中学校の社会科（公民的分野）の授業で取りあげることは稀である。

そこで本実践では、知的財産権に関する授業の第一歩として、中学生にも考えやすい商標権に関する具体的な事例（「白い恋人と面白い恋人の対立」と「フランク三浦事件」）を取りあげる。そして、読み取った事実をもとに、自ら是非を判断し表現することを通して、商標を保護することが、いかに商標使用者の業務上の信用維持を図り、そのことが産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することにつながるのか、ということ「模倣」の観点を踏まえつつ、企業の役割や社会的責任と関連付けながら考えていくものである。授業実践の内容や生徒の反応、課題等は発表時に説明する。